

- 一疋くろかわらげ
- 一疋あしげ
- 一疋あをさぎかすげ
- 一疋をばなあしげ略
- 一疋をばなあしげ略

〔儀式〕五月五日節儀

大輔進就位、丞一人騎馬、率走馬而進、大輔取牘奏親王以下及五位諸王四位諸臣以上姓名馬毛等、其詞云、其司乃其朝臣我其毛馬親王稱其訖還本位、

〔鑑囊抄〕馬ヲ一寸、二寸ト云ハ、何ト定ル事ゾ、凡ソ馬尺ト云ハ、四尺ヲ定テ、其上ヲ一寸、二寸、三寸、四寸、五寸、六寸、七寸、八寸ト云、八寸ニ餘ルヲバ、長ニ餘ルト云、長ニ餘ル大馬モ多キニヤ、生食ハ五尺二寸アリケル也、四尺ニ足ヌヲバ、駒ト云、是曲尺ノ尺也、四尺ヲ一尺トスルニハ非ズ、四ノ音ヲ忌ム故ニ、都テ尺ト云也、毛詩ノ注ニハ、六尺以上ヲ曰馬、又五尺以上曰駒云々、是ハ周ノ尺ナルベシ、周ノ一尺ハ曲尺ノ八寸二分トヤラン云ハ、毛詩ノ六尺ハ日本ノ八寸ノ馬ニ當ル歟、五尺以上ヲ駒ト云ハ、此方ノ尺ニ足ルマデヲ駒ト云也、ウルハシクハ、曲尺ヲバマガリカネト云ベキヲ、略語ニカネト云也、

○按ズルニ、馬尺ノ事ハ、稱量部度篇丈尺寸條ニアリ、參看スベシ、

〔古今要覽稿〕禽獸骨度馬

凡馬のたけは四尺を定とす、されば四尺あるをば尺といひ、それより一寸高きをば壹寸といふ、二寸あるをば二寸といふ、三寸、四寸、五寸、六寸、七寸、八寸、九寸とかぞへ、その上をば五尺といふ、伊勢家馬方馬具其外記四尺の馬をばよのつねの馬とするがゆへに、是を小馬といひ、四尺五寸あるを中馬といひ、五尺を大馬といふ、醫馬次そのたけをはかるには、鬚甲骨より前蹄の側地につく處までの寸をとり、四尺とも四尺五寸とも、その實寸にしたがひて稱するなり、たゞし四尺を定寸とするがゆへに、身内の度はみな四尺の馬にて定むることなり、たとへば鬚甲骨より百會まで二尺、百